

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例

施設整備マニュアル

(道路・公園・公共交通施設編) 令和8年9月 新宿区



目 次

※ 1：建築物編、2：道路・公園・公共交通施設編

第 1 部 概要	1	1-1
1 ユニバーサルデザインまちづくりへのこれまでの取組	1	1-2
2 条例制定までの経緯	1	1-3
3 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の概要	1	1-5
4 マニュアルの見方	1	1-16

第 2 部 整備基準等

I 建築物編	1	2-1
1 整備基準の概要について	1	2-2
2 対象施設の考え方	1	2-8
3 小規模建築物の整備基準について	1	2-10
4 階段、傾斜路の点状ブロック等の敷設について	1	2-11
5 対象施設（建築物編）と遵守基準となる整備項目	1	2-14

I 建築物（共同住宅等以外）	1	2-21
① 移動等円滑化経路等	1	2-22
② 出入口	1	2-28
③ 廊下等	1	2-36
④ 階段	1	2-44
⑤ 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	1	2-54
⑥ エレベーター及びその乗降ロビー	1	2-60
⑦ 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	1	2-70
⑧ 便所（トイレ）	1	2-76
⑨ 浴室又はシャワー室	1	2-106
⑩ 宿泊施設の客室	1	2-112
⑪ 観覧席・客席	1	2-128
⑫ 敷地内の通路	1	2-136
⑬ 駐車場	1	2-142
⑭ 標識	1	2-154
⑮ 案内設備	1	2-158
⑯ 案内設備までの経路	1	2-162
⑰ 公共的通路	1	2-170
⑱ 子育て支援環境の整備	1	2-176
⑲ 洗面所	1	2-182
⑳ 更衣室・脱衣室	1	2-184
㉑ 屋上・バルコニー	1	2-186

②②	カウンター	1	2-188
②③	公衆電話	1	2-190
②④	自動販売機・水飲み器	1	2-192
②⑤	コンセント・スイッチ	1	2-194
②⑥	緊急時の設備・施設	1	2-196
②⑦	手すり	1	2-202
②⑧	床の滑り	1	2-206
②⑨	店舗内の通路や座席	1	2-210
③⑩	休憩スペース、カームダウン・クールダウン	1	2-218

II	共同住宅等	1	2-221
①	特定経路等	1	2-222
②	出入口	1	2-226
③	廊下等	1	2-232
④	階段	1	2-236
⑤	階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	1	2-242
⑥	エレベーター及びその乗降ロビー	1	2-246
⑦	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	1	2-252
⑧	便所（トイレ）	1	2-256
⑨	浴室又はシャワー室	1	2-272
⑩	敷地内の通路	1	2-276
⑪	駐車場	1	2-282
⑫	標識	1	2-292
⑬	案内設備	1	2-296
⑭	案内設備までの経路	1	2-300
⑮	公共的通路	1	2-304

III	小規模建築物	1	2-309
①	出入口	1	2-310
②	便所（トイレ）	1	2-314
③	敷地内の通路	1	2-318

2	道路編	2	2-321
①	歩道（歩車道の分離）	2	2-322
②	歩道（歩道の有効幅員、勾配）	2	2-326
③	歩道（歩道舗装）	2	2-330
④	歩道と車道との段差（単路部）	2	2-332
⑤	歩道と車道との段差（交差点部）	2	2-336
⑥	歩道と車道との段差（細街路との交差点部）	2	2-338
⑦	車乗り入れ部	2	2-342

⑧ 横断歩道	2	2-346
⑨ 視覚障害者誘導用ブロック	2	2-350
⑩ 立体横断施設	2	2-356
⑪ ベンチ等	2	2-360
⑫ 案内・標示	2	2-362
⑬ 駐車場（道路附属物としての駐車場）	2	2-364

3 公園編	2	2-365
① 出入口	2	2-366
② 園路	2	2-372
③ 階段	2	2-376
④ 傾斜路	2	2-380
⑤ 転落防止等	2	2-384
⑥ 休憩所	2	2-386
⑦ 野外劇場・野外音楽堂	2	2-388
⑧ 公園内建築物・屋内設備	2	2-392
⑨ 駐車場	2	2-394
⑩ 便所（トイレ）	2	2-398
⑪ 水飲み・手洗場	2	2-408
⑫ 案内・標示	2	2-410
⑬ ベンチ	2	2-414
⑭ 野外卓	2	2-416
⑮ 排水溝（ます）	2	2-418
⑯ 広場	2	2-420
⑰ 修景施設	2	2-422
⑱ 遊戯施設	2	2-424
⑲ 運動施設	2	2-426

4 公共交通施設編	2	2-427
-----------	---	-------

I 公共交通施設	2	2-429
① 移動等円滑化経路	2	2-430
② 出入口	2	2-432
③ 駐車場	2	2-434
④ コンコース・通路・ホール等	2	2-436
⑤ 出札・案内所等	2	2-438
⑥ 階段	2	2-440
⑦ 傾斜路	2	2-444
⑧ エレベーター	2	2-446
⑨ エスカレーター	2	2-452

⑩ 便所（一般用トイレ）	2	2-456
⑪ 便所（車椅子使用者用便所）	2	2-460
⑫ 旅客待合所	2	2-462
⑬ 戸	2	2-464
⑭ 案内板等	2	2-466
⑮ 視覚障害者誘導案内用設備	2	2-470
⑯ 視覚障害者誘導用ブロック	2	2-474
⑰ 手すり	2	2-478
⑱ 券売機	2	2-482
⑲ 休憩施設（ベンチ等）、カームダウン・クールダウン	2	2-486
⑳ その他の設備	2	2-490

II 鉄軌道駅	2	2-491
① 改札口	2	2-492
② 乗降場（プラットフォーム）	2	2-494
③ 軌道の停留場	2	2-498

III バスターミナル	2	2-499
① バスターミナル	2	2-500
② バス停留所	2	2-502

5 路外駐車場編	2	2-505
① 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設	2	2-506
② 路外駐車場移動等円滑化経路	2	2-508

コラム一覧

合理的な配慮について	1	1-11
新宿区 UD まちづくりニュースレター	1	1-18
新宿らくらくバリアフリーマップ	1	2-25
通路に物品を置かない工夫	1	2-39
緊急時の避難について	1	2-53
多様化するトイレ	1	2-89
オストメイト対応設備の利用について	1	2-104
客室の空間確保	1	2-120
開き戸の出入口の有効幅員・開口（枠）幅の設定方法	1	2-121
車椅子使用者用観覧席・客席からのサイトライン	1	2-131
機械式駐車場	1	2-150
利用者への配慮について	1	2-153
色彩について	1	2-168
コンセント、スイッチ類の位置の工夫	1	2-194
光警報装置の設置	1	2-201
職員等関係者に対する適切な教育訓練	1	2-213
カームダウン・クールダウンスペースの設置	1	2-219
建築物の出入口における人的な対応	1	2-311

資料編	1	資-1
1 関係法令等	1	資-3
1-1 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例	1	資-4
1-2 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則	1	資-9
1-3 新宿区告示第 665 号	1	資-96
1-4 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会等に報告する基準について	1	資-103
2 各種規格等	1	資-105
2-1 標識、設備及び機器への点字の適用方法 (JIS T 0921 : 2017 抜粋)	1	資-106
2-2 触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法 (JIS T 0922 : 2007 抜粋)	1	資-108
2-3 点字の読み方	1	資-111
2-4 視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列 (JIS T 9251 : 2014 抜粋)	1	資-112
2-5 エレベーターについて	1	資-116
2-6 公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置 (JIS S 0026 : 2007 抜粋)	1	資-119
2-7 案内用図記号 (JIS Z 8210 : 2020 抜粋)	1	資-121
2-8 案内用図記号 (JIS Z 8210 : 2020) 以外の図記号	1	資-124
2-9 コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則 (JIS T 0103 : 2005 抜粋)	1	資-126
2-10 色弱者の特性と色の選び方	1	資-127
2-11 書体について	1	資-130
2-12 基本寸法	1	資-132

2 道路編

①歩道（歩車道の分離）

【基本的考え方】

道路は、車道と分離して歩道を設置することを原則とするが、道路幅員が狭く分離することが困難な場合、又は交通量がわずかで、かつその走行速度が遅い道路などにおいて、他に安全対策が施されている場合は除くこととする。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 歩道と車道とは、原則として分離し、歩行者の安全を確保すること。
- (2) 歩車道を分離する方法として、セミフラット形式を原則とすること。
- (3) 歩道に設ける縁石の車道に対する高さは、15センチメートル以上とすること。

■整備基準の解説

(1)(2) 歩車道の分離	● 歩車道を分離する方法は、道路の諸条件を総合的に考慮し、選択する。 ① 道路の諸条件として、以下のような事項が考えられる。 - a 道路の総幅員 - b 自動車交通の面から幹線道路であるかどうか。 - c 歩行者及び自動車の交通量 - d 自動車から歩道利用者の安全をどのように確保するか。 - e 住宅地、商業地等沿道利用状況及び公共施設の有無 - f 民地の高さ、道路の縦横断勾配及び排水計画 ② 歩車道を分離する方法 歩道の形式については、高齢者や視覚障害者、車椅子使用者等を含む全ての歩行者にとって安全で円滑な移動が可能となる構造とすることが原則であり、視覚障害者の歩車道境界の識別、車椅子使用者の円滑な交通等に十分配慮したものでなければならない。このため、歩車道を縁石によって分離する場合の歩道の形式は、歩道面を車道面より高く、かつ縁石天端高さより低くする構造（セミフラット形式）とすることを原則とする。 ただし、沿道の土地利用の状況によりセミフラット形式による整備が困難な場合にはマウントアップ形式又はフラット形式を選択する。 [セミフラット形式] - a マウントアップ形式とフラット形式の中間的構造 - b すりつけ勾配や段差がマウントアップ形式に比べなめらかに施工できる。 - c 路面排水への配慮が必要である。 [マウントアップ形式] - a 安全性は高いが、歩道面と車道面との段差が大きい。 - b 自動車交通量の多い幹線道路に適している。 [フラット形式] - a 平坦性が保てるが、路面排水に配慮が必要である。 - b 自動車交通量の少ない道路に適している。 ③ 歩車道を分離するもの - a 縁石 b 防護柵 c 植樹帯 d 縁石+防護柵 e 縁石+植樹帯 d,e のように防護柵、植樹帯を併用することにより、さらに通行の安全性が高まる。	→【図 1.1】参照 →歩道面が車道面より高く、縁石天端の高さより低い。 →歩道面が車道面より高く、縁石天端の高さと同一。 →歩道面と車道面の高さが同一。 →【図 1.2】参照
------------------	---	---

	④ バス停留所区間の構造 バス停留所に接続する歩道については、高齢者や視覚障害者、車椅子利用者等の円滑な利用を考慮し、当該部分の歩道面を高くするなど、必要な措置を講ずる。	
(3)縁石の高さ	● 歩車道境界（車乗入れ部や横断歩道及び細街路との交差部に接続する部分を除く）の縁石天端の高さは、歩行者の安全な通行を確保するため車道面から15cm以上とする。ただし、歩行者等の安全な通行が確保される場合であって、雨水等の適切な排水が確保できる場合には、必要に応じ5cmまで低くすることができる。	→【図1.3】参照
歩行者と自転車の分離	● 自転車は、車道通行が原則であるため、歩行者と自転車の分離を標準とする。整備にあたっては、車道の活用を基本としつつ、地域の道路事情に応じた整備形態を選定することとし、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省道路局・警察庁交通局）」等を参考とする。	

《整備が困難な場合の施工例》

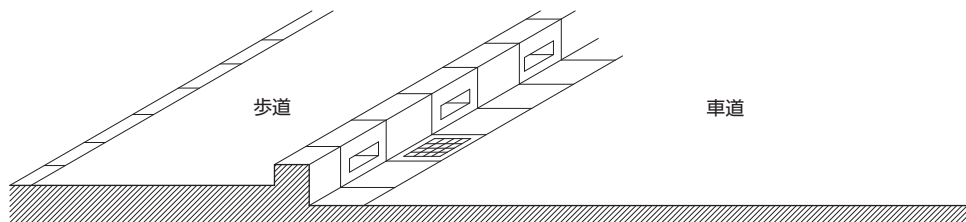
◇ 歩車道が分離できない細街路において、以下の条件を満たす場合は歩車共存道路として整備する手法がある。
この場合、道路構造を工夫する他、交通規制等を適切に組み合わせて整備していく。

- ① ハンプ、狭窄部や屈曲部の設置等により走行車両を減速させて歩行者及び自転車の安全な通行を確保することが可能であること。
- ② 自動車交通量が少ない道路であること。

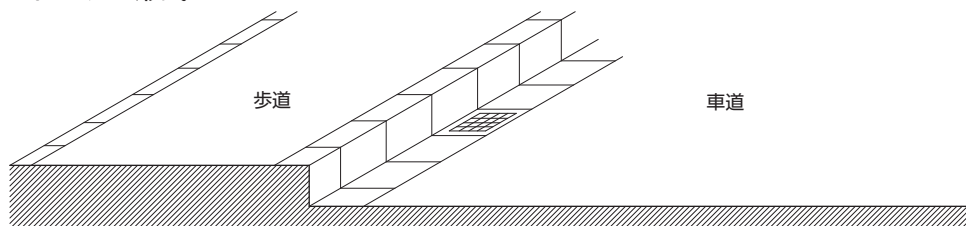
《 参 考 図 》

【図1.1】 歩車道を分離する方法

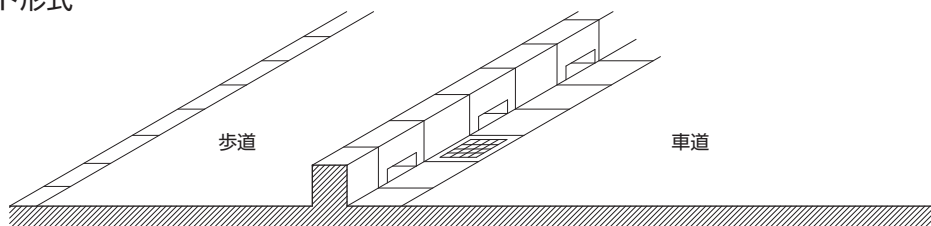
■セミフラット形式



■マウントアップ形式

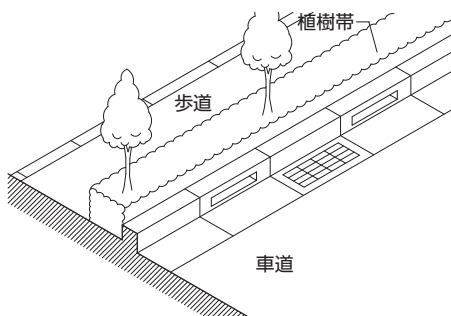


■フラット形式

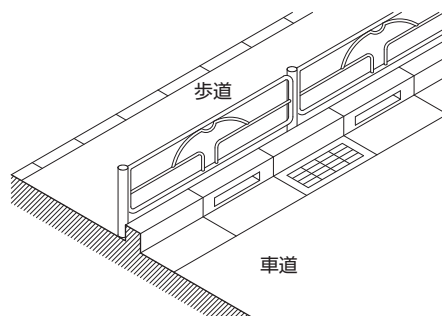


【図1.2】 歩車道を分離するもの

■縁石+植樹帯(セミフラット)

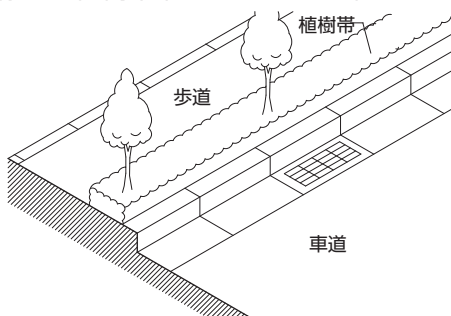


■縁石+防護柵(セミフラット)

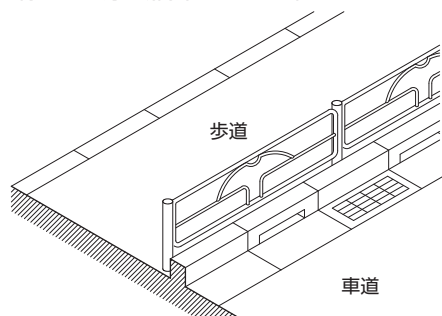


縁石が突出するため、柵等の設置が望ましい

■縁石+植樹帯(マウントアップ)



■縁石+防護柵(フラット)

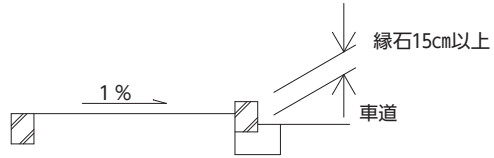


縁石が突出するため、柵等の設置が望ましい

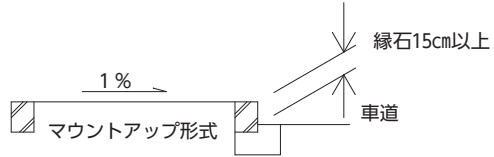
《 参 考 図 》

【図1.3】 縁石の高さ

■一般部（セミフラット形式）



■一般部（マウントアップ形式）



②歩道（歩道の有効幅員、勾配）

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが自由に移動できる歩行空間を連続的に確保する。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 歩道の有効幅員は、原則として2メートル以上とし、歩行者が安心して通行することができる歩行空間を連続して確保すること。
- (2) 歩道の縦断勾配は、5パーセント以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 歩道（車乗り入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とする。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

■整備基準の解説

(1)有効幅員の確保	● 有効幅員は、当該道路の地域特性や道路の種類などを勘案して、当該道路での多様な利用形態を踏まえて設定することとし、原則として2.0m以上とする。 なお、車椅子使用者同士が安心してすれ違えるように、車乗り入れ部において歩道を切下げの場合であっても、原則として2.0m以上の平たん部を連続して確保する。	→【図2.1】 【図2.2】参照
(2)縦断勾配	● 縦断勾配は5%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、8%以下とすることができる。	
(3)横断勾配	● 歩道の構造は原則として透水性舗装とし、横断勾配は1%とすること。ただし、透水性舗装としない場合又は地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、2%とすることができる。	
建築限界の確保	● 安心して通行できる歩行空間を確保するために、歩道上には、高さ2.5m以上の空間を連続して確保する。	→【図2.1】参照 歩道又は自転車道においては高さ2.5mとなっている。 (道路構造令)
施工上の配慮	● 歩道の整備に当たっては、以下のことに配慮する。 ① 標識柱、街灯柱などは、整理統合を図るとともに、設置位置に十分配慮する。 ② 植樹帯については、有効幅員の確保と緑化推進の見地から樹種を選定するなど配慮する。 ③ 防護柵については、ボルトの突起、巻き込み部のエッジ及び支柱等が歩行者に危険を与えないよう配慮する。 ④ 歩道への乗り上げによる違法駐車や不法占用を防止するため、ボラード等の設置などを検討する。ボラードの高さは、歩行者等がボラードを認知しやすい高さで、かつ歩行者等が行う安全確認を阻害しない高さである必要がある。ボラードの高さは85cm以下、色は周辺と区別のつく分かりやすいものが望ましい。 ⑤ 通行動線上に排水溝やますを設置する場合は、歩行の支障とならない	→高木等について、あまり枝が広がらない樹種を選定する等 →【図2.3】参照

	蓋の構造とする。 ⑥ PRシートを敷設し、視覚障害者誘導用ブロック上への商品のせり出しや置き看板、放置自転車等を防ぐ。 ⑦ 歩道に自転車等の駐車施設を設置する場合、歩行者の通行を阻害しない位置とする。	→【図 2.3】参照
--	---	------------

◆「整備が困難な場合の施工例」◆

◇ 沿道の利用状況や道路の交通量等により、歩道の有効幅員 2.0m 以上を確保することが困難な場合には、少なくとも歩道の有効幅員として 1.5m を確保する。

この場合、要所に 2.0m 以上の有効幅員を部分的に確保し、車椅子使用者同士のすれ違いを実現できるようにする。

建築限界

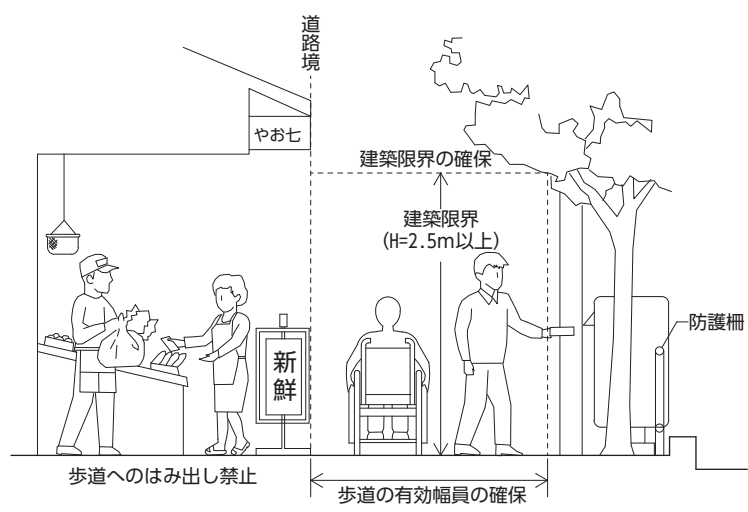
建築限界とは、道路上で車両や歩行者の交通の安全を確保するために、ある一定の幅、ある一定の範囲内には障害となるような物を置いてはいけないという空間確保の限界である。

■望ましい整備

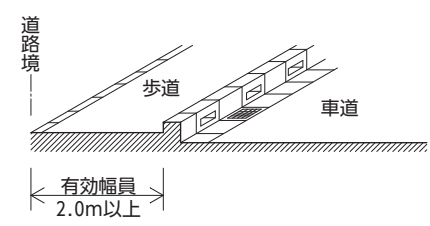
(1) 有効幅員の確保	◎ 将来、障害物などにより有効幅員が狭められないよう配慮する。 ① 有効幅員を狭める路上への商品のせりだし、置き看板、放置自転車等をなくすため、道路の適正な使用について、沿道への PR を実施するなど、住民の意識を高めるとともに、道路形態により、それらの誘発を防止するよう工夫する。 ② 歩道への乗り上げ駐車を防ぐため、車止めや植樹帯など道路構造上の工夫をする。また、歩車道が分離されていない道路についても違法駐車防止の工夫をする。 ③ 歩行者にとって障害となる道路内の電柱については、安全で快適な歩行空間を確保するため、無電柱化等により撤去する。 歩道幅員や沿道の状況等により撤去が困難な場合は、建柱位置の検討や細い電柱をたてるなどの工夫をする。	
-------------	---	--

《 参 考 図 》

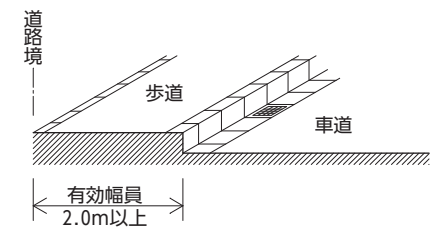
【図2.1】有効幅員の考え方



■セミフラット形式

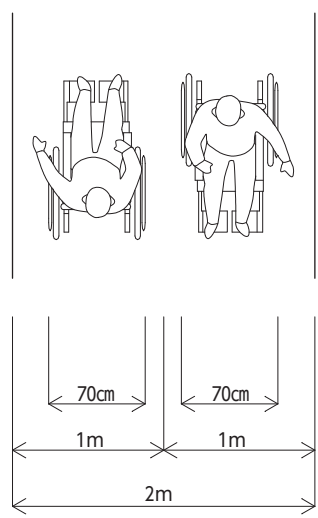


■マウントアップ形式

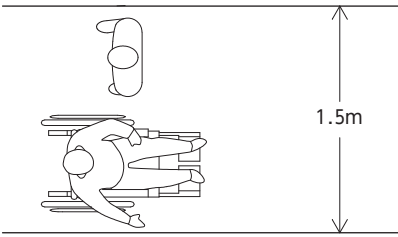


【図2.2】歩道幅員決定の根拠

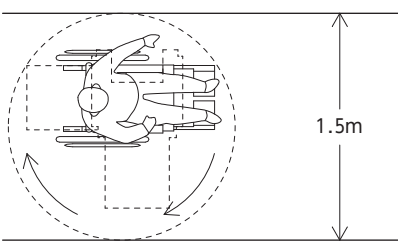
■車椅子使用者同士のすれ違い



■車椅子使用者と人とのすれ違い

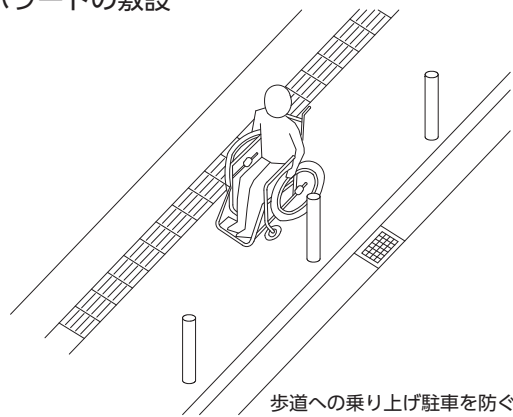


■車椅子の回転

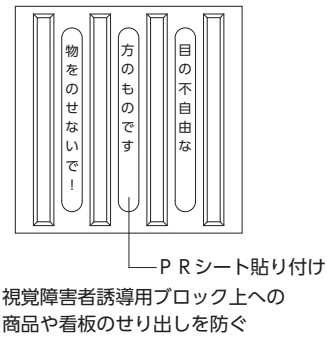


【図2.3】施工上の配慮

■ボラードの敷設



■PRシートの敷設



③歩道（歩道舗装）

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが、安全で、かつ快適に歩行・移動ができるよう、歩道面は平坦性、滑りにくさ、水はけのよさ等を考慮する。

■整備基準（規則で定めた基準）

歩道の舗装は、歩行者の安全性及び快適性を確保するため、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

■整備基準の解説

平坦性	● 高齢者、障害者等にとっては、わずかな凹凸や段差が、つまずいたり、転倒したりする原因となる。 また、連続する凹凸は、車椅子使用者やベビーカーの通行に不快な振動を与える原因となるので、歩道の平坦性確保には十分注意する。 ● 沿道建築物のアプローチが整備されている場合、平坦性の確保には特に配慮する。 ● インターロッキングブロック等の材料は、面取りや目地幅のできるだけ小さいものを使用し、車椅子等の車輪による振動の発生しにくい路面とする。	→歩道の修景等を実施する場合には、舗装材料の選択に十分注意する。 →民地との境界付近の段差は、極力無くすよう配慮する。 →路面が滑りにくすぎるのも、つまずきの原因となる場合があるので、舗装材料の選択には十分注意する。
滑り	● 路面が滑ると、歩きにだけでなく、転倒のおそれがある。 特に、雨などにより、濡れた路面は滑りやすくなるので、舗装材料の選択には十分注意する。 ● 歩道に占用しているマンホール等の蓋についても、平坦性を確保するとともに、歩行性の良い材料を使用する。	→滑りにくさの目安として、湿潤状態の滑り抵抗値 BPN が 40 以上であることが望ましい。
水はけ	● 水たまりができると、歩きにだけでなく歩行の障害ともなるので、施工に当たっては、以下のことを考慮する。 ① 舗装は原則として透水性舗装とする。 ② 平坦性を確保する。	

④歩道と車道との段差（単路部）

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが自由に移動できる歩行空間を連続的に確保するとともに、歩行者の通行動線上にある段差についても歩行のしやすさや安全性を考慮する。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 歩行者の通行動線上における歩道と車道との段差は、2センチメートルを標準とすること。
- (2) すりつけ勾配は、5パーセント以下（沿道の状況等によりやむを得ない場合にあっては、8パーセント以下）とし、勾配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させること。

■整備基準の解説

(1)横断歩道部等の段差 (車乗り入れ部を除く)	● 車椅子使用者の利便と視覚障害者の安全な通行との双方を考慮し、歩車道境界部には段差を残すこととし、その段差は2cmを標準とする。 ● 横断歩道の途中にある分離帯は、車道と同一の高さとする。なお、歩行者及び自転車の安全な横断を確保するために分離帯で滞留させる必要がある場合には、歩車道境界部の段差は2cmを標準とする。 ● 区市町村が、当該道路を利用する視覚障害者、車椅子使用者、その他の障害者や高齢者、ベビーカー使用者等、様々な道路利用者の意見を踏まえて定めた縁端構造については、これを採用することができる。	→【図 4.1】 【図 4.2】参照 →【図 4.3】参照
(2)すりつけ勾配	● 横断歩道部におけるすりつけ勾配は5%以下（ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合8%以下）とし、勾配の方向は歩行者の通行動線の方向と一致させる。 また、縦断勾配を設ける箇所には横断勾配を設けないものとする。	→【図 4.2】参照
平坦部の確保	● 横断歩道部においては車椅子使用者等の安全な通行を考慮し、原則として1.0m以上の平坦部を連続して設けることとする。	→【図 4.2】参照
水平区間の確保	● 歩道幅員の広い箇所に切下げを設ける場合は、横断歩行者等の信号待ちのため1.5m程度の水平区間を設けることとする。	→【図 4.2】参照
排水の検討	● 歩車道境界部には、集水ますを設置するなど、水が溜まらないよう十分注意をする。	→ますの位置は通行動線から外すこと。やむを得ず通行動線上に設置する場合には、蓋を歩行の障害とならない構造とする。

《整備が困難な場合の施工例》

- ◇ 歩道幅員が狭い横断歩道部（平たん部 1.0m 以上＋すりつけ部＋水平区間 1.5m が確保できないとき）においては、可能な限り、以下の形態とするよう努めるものとする。
- （1）歩道の全幅員を切下げる構造とするか、車道面を上げる構造とする。
 - （2）すりつけをする区間の前後において、歩道面の高さを全幅員にわたり下げ、当該すりつけ区間において 1.0m 以上の平たん部を確保し、5%以下の勾配ですりつける。

《 参 考 図 》

【図4.1】横断歩道部等の段差(車乗り入れ部を除く)

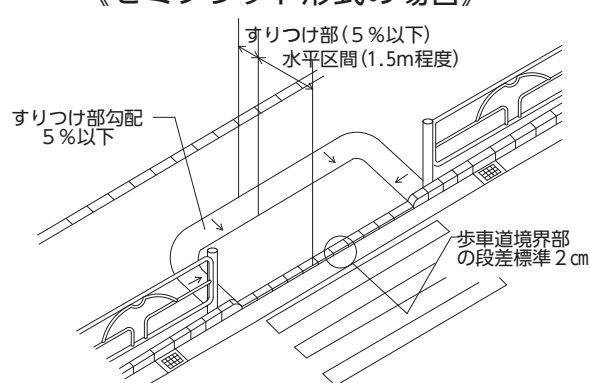
■一般部 (セミフラット形式)



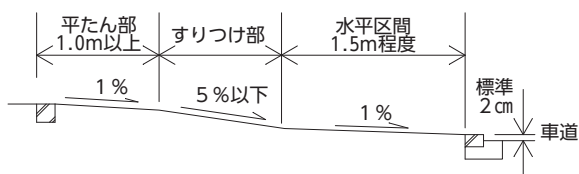
■一般部 (マウントアップ形式)



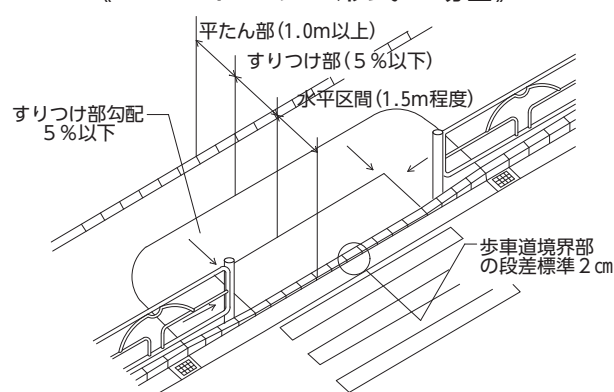
《セミフラット形式の場合》



【図4.2】横断歩道部における構造

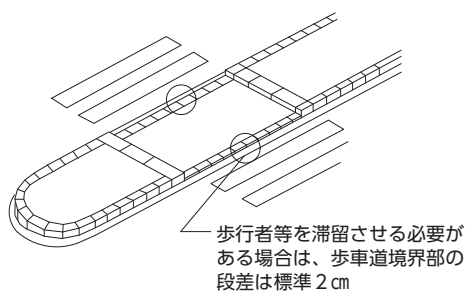
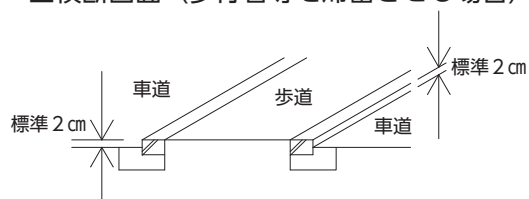


《マウントアップ形式の場合》



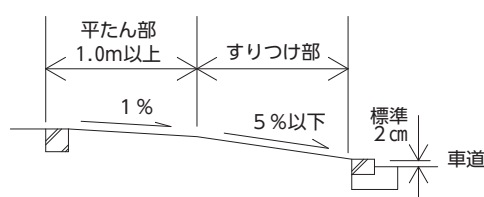
【図4.3】分離帯の切下げ

■横断面図 (歩行者等を滞留させる場合)

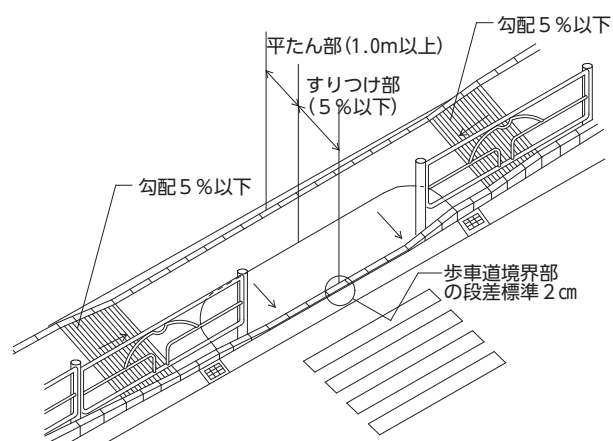
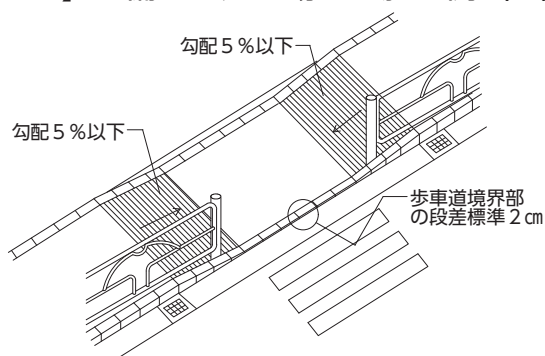


【図4.5】整備が困難な場合の施工例 (2)

■横断歩道部



【図4.4】整備が困難な場合の施工例 (1)



〔図面中、信号機、視覚障害者誘導用ブロックは省略している〕

⑤歩道と車道との段差（交差点部）

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが自由に移動できる歩行空間を連続的に確保するとともに歩行者の通行動線上にある段差についても歩行のしやすさや安全性を考慮する。

■整備基準（規則で定めた基準）

交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者の安全、路面の排水等を考慮した上で、高齢者、障害者等が円滑に通行することができるような構造とすること。

■整備基準の解説

段差、すりつけ勾配	● 段差、すりつけ勾配についての考え方は、「④歩道と車道との段差（単路部）」と同様とする。	
切下げ構造	● 交差点部で双方向に横断歩道がある場合の切下げ構造は、歩道の幅員により以下のような構造とする。 ① 歩道幅員の広い狭いに係わらず、沿道家屋への出入りに支障とならない箇所においては、交差点部全域にわたり切下げる構造とする。 この場合、大型車両の左折時における歩行者の安全を確保するため、横断歩道と横断歩道の間に防護柵や植樹帯又は縁石等を設けるものとする。 ② 互いに広い歩道幅員を有する道路が交差する場合（平たん部 1.0m 以上＋すりつけ部＋水平区間 1.5m が確保できる幅員）で、全域にわたり切下げた場合、沿道家屋へ影響が出るような箇所においては、図に示す構造とすることができる。	→【図 5.1】 【図 5.2】参照 植樹帯内の樹木については低木とし、自動車運転者の視認を妨げないこと →【図 5.3】参照

＜整備が困難な場合の施工例＞

切下げ構造（歩道幅員が狭い場合）

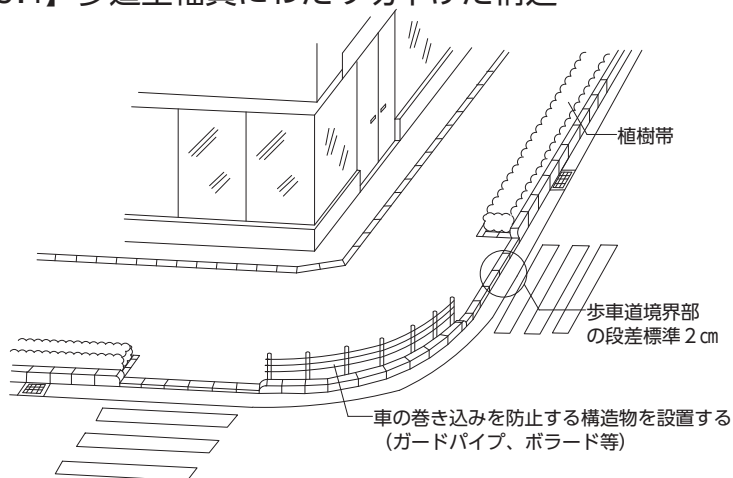
◇ 歩道幅員が狭い箇所（平たん部 1.0m 以上＋すりつけ部＋水平区間 1.5m が確保できないとき）で全幅員にわたり切下げた場合、沿道家屋に影響が出るような箇所においては、歩道全幅員において 5%以下の緩やかな勾配によりすりつけるものとする。

この場合、歩車道境界ブロックの段差を少ない構造にするなど、少しでも滑らかにすりつくような形状を工夫する。

《 参 考 図 》

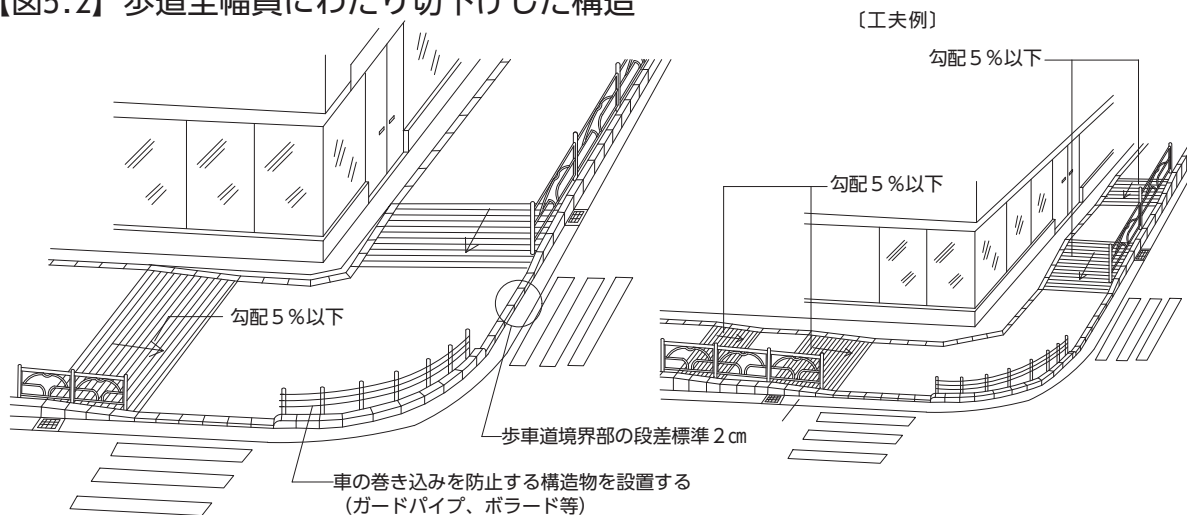
《セミフラット形式の場合》

【図5.1】 歩道全幅員にわたり切下げた構造

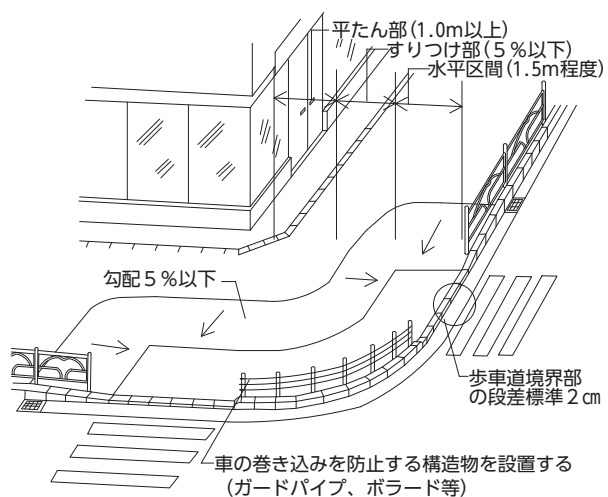


《マウントアップ形式の場合》

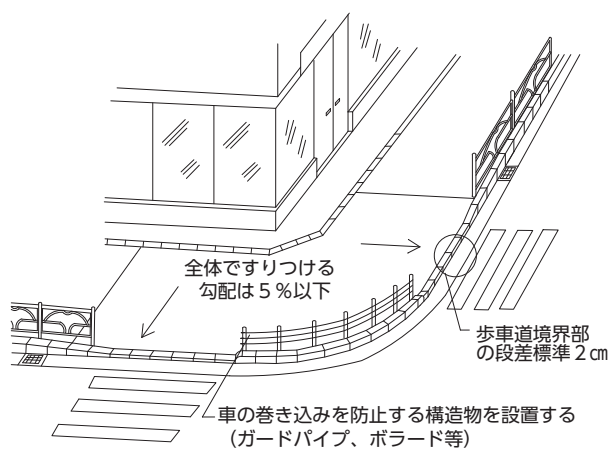
【図5.2】 歩道全幅員にわたり切下げた構造



【図5.3】 広い歩道幅員を有する場合



【図5.4】 整備が困難な場合の施工例



〔図面中、信号機、視覚障害者誘導用ブロックは省略している〕

⑥歩道と車道との段差（細街路との交差部）

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが自由に移動できる歩行空間を連続的に確保するとともに、通行動線上にある段差についても歩行のしやすさや安全性を考慮する。

■整備基準（規則で定めた基準）

自動車の交通量の少ない細街路等と交差する場合は、本線の歩行者の安全性、利便性及び連続性を考慮し、歩道の面が連続して平坦となるような構造とすること。ただし、切り開き形式とする場合は、細街路等の路面と歩道の面とに段差を設けること。

■整備基準の解説

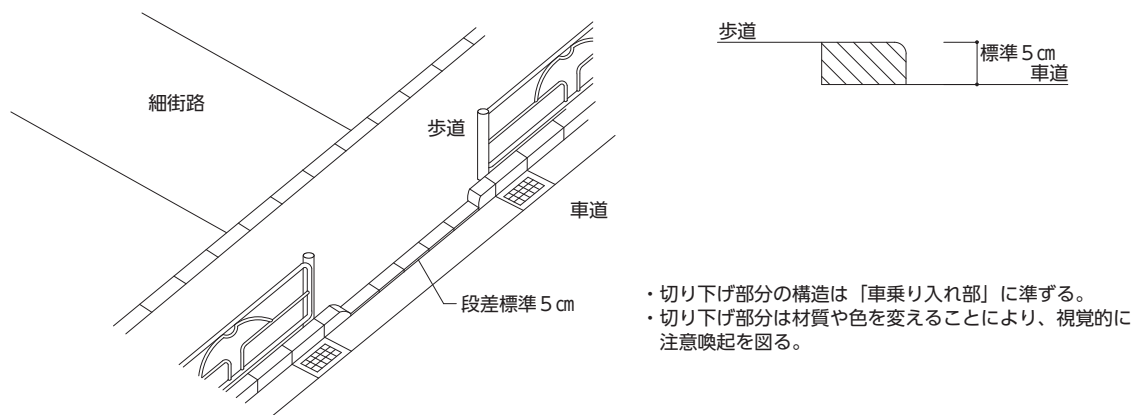
細街路と交差する場合の構造	● 自動車交通量の少ない細街路と交差する場合は、切下げ構造を基本とし、本線の歩道を連続させ、縁石の段差は5cmを標準とする。なお、視覚障害者の利用等に考慮し、切り開き形式とする場合は歩道面と細街路の段差は2cmを標準とする。	→【図 6.1】 【図 6.2】【図 6.3】 【図 6.4】参照
	● 交差する細街路の自動車交通量が多い場合には、切り開き形式を基本とし、歩道面と細街路の段差は2cmを標準とする。	→【図 6.2】参照
	● マウントアップ形式で切り開き形式とする場合は、細街路の路面を歩道の高さまで持ち上げることを原則とする。現場の状況等によって、細街路の路面を持ち上げることが困難な場合は、歩道面をすりつける構造としてもよい。なお、細街路の路面と歩道面の段差は2cmを標準とする。	→【図 6.3】 【図 6.4】参照
	● 詳細な構造の決定にあたっては、細街路の利用状況や幅員等から関係者と協議すること。	

《 参 考 図 》

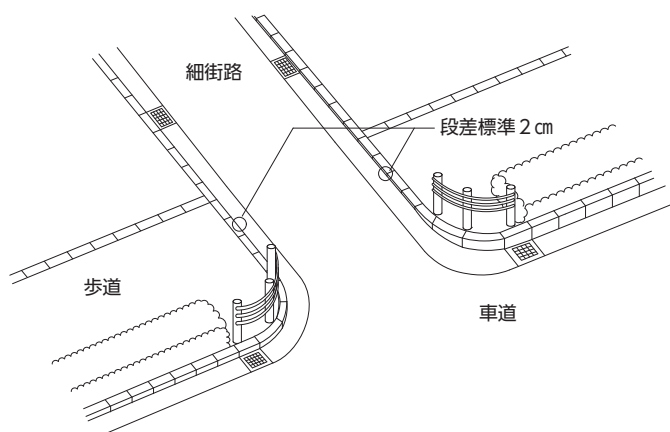
《セミフラット形式の場合》

【図6.1】 切下げ構造の場合

〔車乗入れ部の歩車道境界ブロック(標準)〕

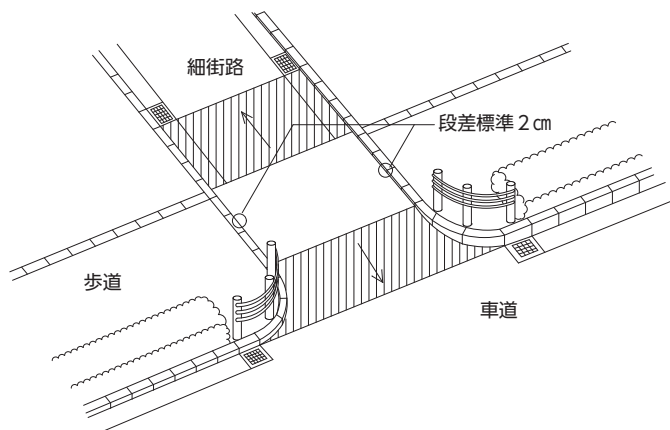


【図6.2】 切り開き形式の場合



《マウントアップ形式の場合》

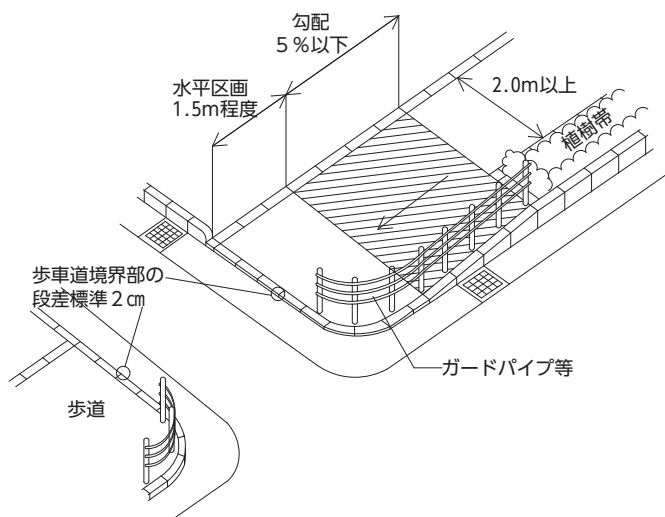
【図6.3】 切り開き形式の場合〔細街路の路面を歩道の高さまで持ち上げる形式〕



《 参 考 图 》

《マウントアップ形式の場合》

【図6.4】 切り開き形式の場合〔歩道にすりつける形式〕



〔図面中、信号機、視覚障害者誘導用ブロックは省略している〕

⑦車乗り入れ部

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが自由に移動できる歩行空間を連続的に確保するとともに、歩行者の通行動線上にある勾配についても歩行のしやすさや安全性を考慮する。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 歩道における車乗り入れ部は、歩行者の安全性及び快適性を考慮し、歩道の面が連続して平たんとなるような構造とすること。
- (2) 車乗り入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。
- (3) 車乗り入れ部のすりつけ勾配は、15パーセント以下（特殊縁石を用いる場合にあっては、10パーセント以下）とすること。

■整備基準の解説

(1) 車乗り入れ部の構造	● 歩道はセミフラット形式を原則とするが、マウントアップ形式とする場合の車道乗入れ部の構造は以下のとおりとする。 ① 可能な限り連続する平たん部を確保するものとし、平たん部の幅員は2.0m以上が望ましい。 ② すりつけ部を除いた平たん部が2.0m以上確保できる場合は、通常の切下げ構造とし、植樹帯がある場合は植樹帯の幅の中ですりつけを行う。 ③ 2.0m以上の幅員の確保が困難な場合は、必要に応じて特殊縁石を使用するなど、1m以上の平たん部分を連続して設けるものとする。 ④ 歩道幅員が狭い箇所（平たん部2.0m＋すりつけ部が確保できないとき）において、大型車両の乗り入れがある場合、又は車両の乗り入れが多い場合は、1.0m以上の平たん部を確保できる場合に限り、通常の切下げで施工できるものとする。 ⑤ 上記④の場合において、1.0mの平たん部が確保できないときは、沿道の状況を考慮した上で歩道の全幅員を切下げる構造を検討する。この場合、歩行者の通行動線方向の勾配は5%以下とする。	→【図 7.1】参照 →【図 7.2】参照 →【図 7.3】参照 →【図 7.4】参照 「車両の乗り入れが多い場合」とは、ガソリンスタンドや病院等において頻繁に車両の出入りがある場合をいう。 →【図 7.5】参照
(2) すりつけ勾配	● 車乗り入れ部のすりつけ勾配は15%以下とする（特殊縁石を用いる場合は、10%以下とする。）。	
(3) 段差	● 車乗り入れ部の縁石の段差は、5cmを標準とする。	→歩車道境界部の段差は、視覚障害者の安全な歩行を確保する上で省略することはできない。横断歩道部における段差（標準2cm）との区別ができるよう配慮する。

●「整備が困難な場合の施工例」●

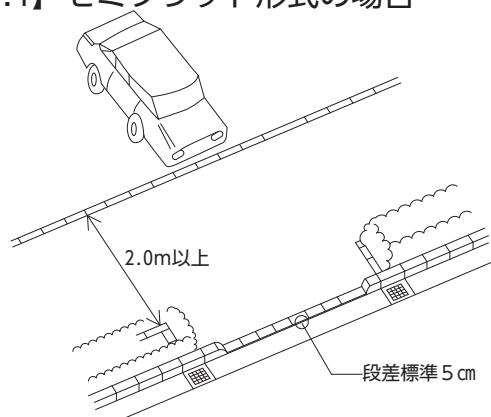
沿道の協力が得られる場合（歩道幅員が狭い場合）

- ◇ 車道とのすりつけによって歩道等と民地との高低差が生じ、歩行者又は自転車の通行に支障をきたす場合には、当該歩道等における民地側のすりつけ等の処置を行うよう配慮する。
- ◇ 車乗り入れ部の設置間隔が短く、歩道面に設ける段差すりつけが連続する場合には、排水施設の設置、交通安全対策、民地側とのすりつけ等を勘案し、一定区間において歩道面を切り下げる等、車椅子使用者等の通行を考慮した必要な措置を講ずるよう努める。

《 参 考 図 》

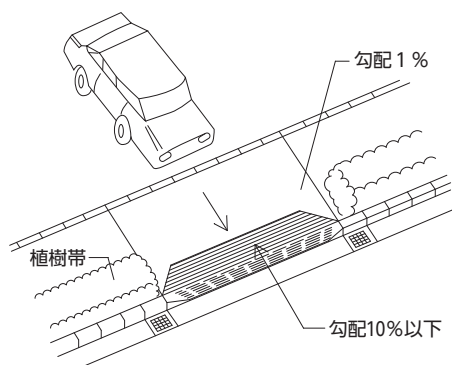
《セミフラット形式の場合》

【図7.1】 セミフラット形式の場合

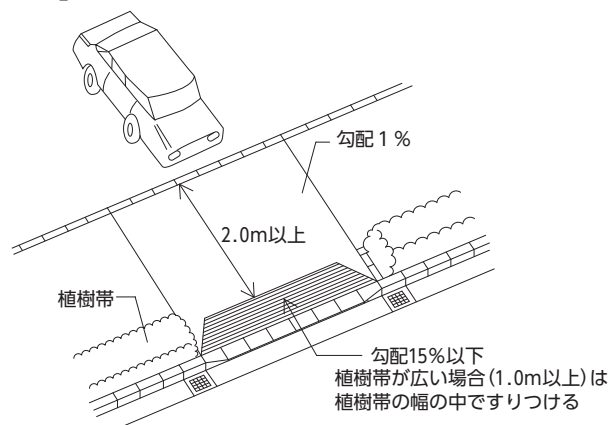


《マウントアップ形式の場合》

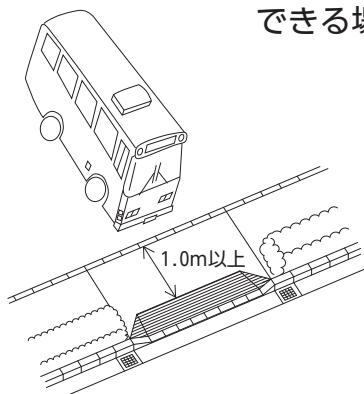
【図7.2】 特殊縁石使用とする場合



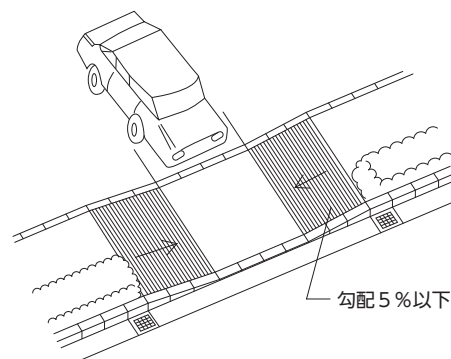
【図7.3】 平たん部が2.0m以上ある場合



【図7.4】 大型車両の乗り入れが多い箇所において1.0m以上の平たん部が確保できる場合

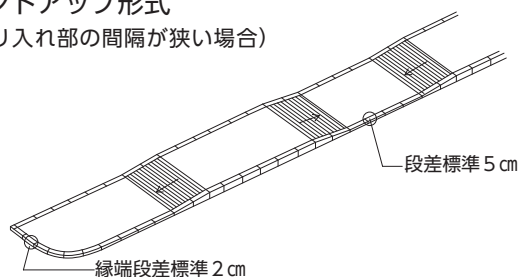


【図7.5】 全断面を切り下げる構造

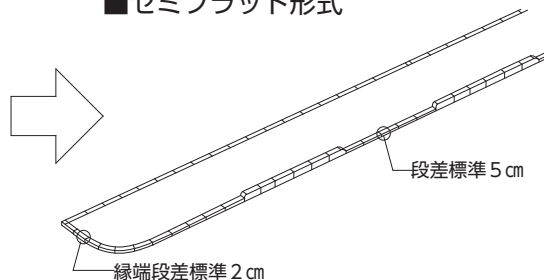


【図7.6】 セミフラット形式で波打ちを解消したイメージ

■マウントアップ形式
(車両乗り入れ部の間隔が狭い場合)



■セミフラット形式



〔図面中、信号機、視覚障害者誘導用ブロックは省略している〕

出典：道路の移動等円滑化整備ガイドライン

⑧横断歩道

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが自由に移動できる歩行空間を連続的に確保する。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。
- (2) 横断歩道には、道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。

■整備基準の解説

設置場所	● 横断歩道は、歩行者の安全性・利便性等を考慮し、視界の良好な場所を選定して設置する。 信号機が設置されている交差点は、原則として交差点及び交差点付近に設置し、信号機が設置されていない交差点については、原則として車道幅員が概ね 3.5m 以上で、次のいずれかに該当する場所に設置する。 ① 交通量及び横断歩行者が多く、歩行者の安全を確保する必要がある場所 ② 沿道に多数の人が利用する商店、公共施設等がある場所 ③ 駅、学校等に通じる場所、バス停留所付近等特に必要な場所 単路部については、原則として車道幅員が概ね 5.5m 以上で、横断歩行者が多く歩行者の安全を確保する必要がある場所及び信号機が設置されている場所に設置する。	
信号機	● 信号機は、警察庁が定める「信号機設置の指針」に基づき、交通量、道路幅員、隣接信号機との距離、事故発生状況、近隣の学校や病院などの諸施設の有無等を総合的に考慮して設置する。	→「信号機設置の指針（警察庁交通局交通規制課）」参照
分離帯における段差	● 横断歩道の途中にある分離帯は、車道と同一の高さとする。ただし、歩行者の横断の安全を確保するために分離帯で滞留させる必要がある場合には、縁石の高さは 2cm を標準とする。	→【図 8.1】参照

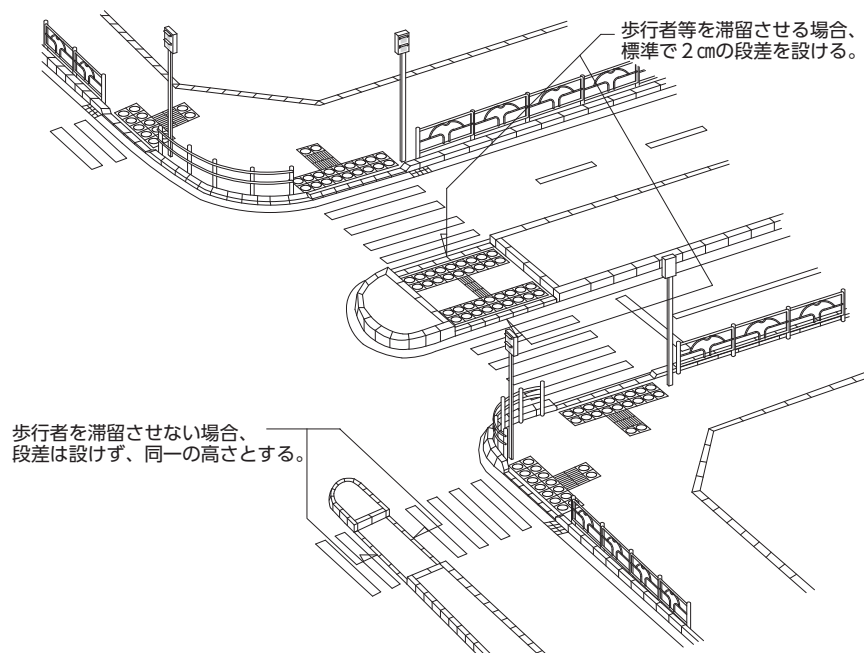
■望ましい整備

設置場所	◎ 高齢者、障害者等の利用が多い場所においては、横断距離（車道幅員）、自動車の交通量等を総合的に検討し、高齢者や障害者等の利便を図る。	
信号機	◎ 道路を横断する視覚障害者の利便性、安全性等の向上を図るため、歩行者用信号が青の間に音響を出力し誘導するための信号機（音響式信号機）を以下の場所に優先的に設置する。 ① バリアフリー法における重点整備地区内の主要な生活関連経路に係る横断歩道 ② 視覚障害者の利用頻度が高い施設の周辺で、視覚障害者の需要が見込まれる横断歩道	→「視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針（警察庁交通局交通規制課）」参照

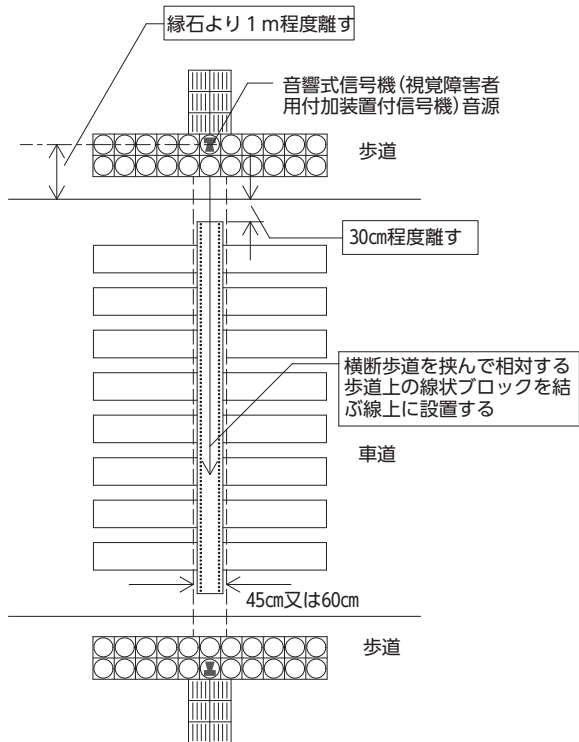
視覚障害者用 道路横断帯 (エスコート ゾーン)	◎ 横断歩行者の安全性の向上を図るため、待ち時間及び残り時間を表示する経過時間表示付き歩行者用交通信号灯器（ゆとりシグナル）を設置する。 ◎ 歩行者等の安全を確保するため、歩車分離式信号（自動車等との交錯が生じない信号表示又は自動車等との交錯が少ない信号表示）を導入する ◎ 歩行者の横断に必要な時間は高齢者、障害者等の歩行速度を考慮し、信号表示秒数を設定する ◎ 道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるため、横断歩道上に視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとすることができる突起体の列（以下「エスコートゾーン」という。）を設置する。 ◎ エスコートゾーンは、以下の場所に優先的に設置する。 ① 視覚障害者の利用頻度が高い施設の周辺で、視覚障害者の需要が見込まれる横断歩道 ② バリアフリー法における重点整備地区内の主要な生活関連経路に係る横断歩道	→「経過時間表示付き歩行者用交通信号灯器に関する設置・運用指針（警察庁交通局交通規制課）」参照 →「歩車分離式信号に関する指針（警察庁交通局交通規制課）」参照 →【図 8.2】参照 →「エスコートゾーン」の設置に関する指針（警察庁交通局交通規制課）」参照
-----------------------------------	--	---

《 参 考 図 》

【図8.1】 分離帯における段差



【図8.2】 エスコートゾーンの設置図



- 設置方法
- (1) 横断歩道の中央付近で直線状に連続して設置すること。
 - (2) 末端を歩道の縁石端から30cm程度離すこと。
 - (3) 幅は、45cm又は60cmとすること。

【写真8.1】 エスコートゾーンの設置例



⑨視覚障害者誘導用ブロック

【基本的考え方】

視覚障害者が多く利用する道路には、視覚障害者の安全性を確保しつつ、適切な誘導を行う。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 視覚障害者が多く利用する道路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
- (2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とする。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果を発揮することができない場合には、他の色を使用することができる。この場合においては、輝度比を確保することができる措置を講ずること。

■整備基準の解説

種類	● 視覚障害者誘導用ブロックの種類は、線状ブロック（誘導用）と点状ブロック（警告用）の2種類とする。 ● 線状ブロックは、主として誘導対象施設の方向を案内するために用いる。その設置は、通行動線の方向と線状突起の方向とを平行にする。 ● 点状ブロックは、主として危険箇所及び曲がり角などの注意喚起並びに誘導対象施設の所在を示すために用いる。	→【図 9.1】参照
設置場所及び設置方法について	● 設置場所及び設置方法については以下のとおりとする。 ① 設置場所及び設置方法については「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」（（公社）日本道路協会）を準用する。 ② 視覚障害者が多く利用する道路、視覚障害者がよく利用する施設と駅又はバス停留所などの交通結節点を結ぶ道路の歩道上には重点的に整備する。 ③ 危険物を回避させる場合、複雑な誘導経路の場合、視覚障害者が頻繁に利用する場合などにおいては、連続的に敷設する。なお、敷設に当たっては、視覚障害者の歩行者動線を考慮して、最短距離で目的地に辿り着けるよう誘導するために連続的かつ極力直線的な敷設を標準とする。 ④ 電柱などの道路占用物等の施設を避けるために急激に屈曲させることのないよう、官民境界にある塀や建物との離隔 60cm 程度にとらわれず、占用物件を避けた位置に直線的な敷設を標準とする。 ⑤ 通行動線の結節点、歩道状況の変化地点、立体横断施設の昇降口、地下道の出入口、その他公共交通施設の出入口などに敷設する。 ⑥ 平面的に車両等と混合交通になる箇所（横断歩道部、細街路の切り開き部等）の直前及び階段や急激に縦断勾配が変化する箇所の直前等に設置する。 ⑦ 踏切道手前の歩道への敷設を標準とする。 ⑧ その他、歩道上で特に視覚障害者の誘導を図る必要がある箇所、誘導用ブロックによってその効果があると認められる箇所に敷設する。 ⑨ 敷設に当たっては、その他の歩道利用者の安全を阻害しないよう配慮する。	→【図 9.2】参照 →横断歩道の途中にある複断面の中央分離帯を含む。

形状	● ブロックの形状、寸法及びその配列については、JIS T 9251 によることを原則とする。 ① 点状ブロックの突起を配列するブロック等の大きさは 300mm（目地込み）四方以上とする。 ② 点状突起の数は 25（5×5）を下限とし、ブロック等の大きさに応じて増やす。 ③ 線状ブロックの突起の本数は 4 本を下限とし、ブロック等の大きさに応じて増やす。	→【図 9.1】参照
材質等	● 視覚障害者誘導用ブロックの材質については、以下のとおりとする。 ① 十分な強度を有し、滑りにくく、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものとするとともに、退色、輝度の低下が少ない素材とする。 ② ブロックの色は原則として黄色とする。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果が発揮できなくなる場合は、舗装面との輝度比が確保できるようにブロックを縁取るよう舗装の色を変えるなどの対応を標準とする。	→【図 9.2】参照

■望ましい整備

音声誘導	◎ 視覚障害者が多く利用する施設等の周辺地域においては、音声誘導等との併設を積極的に推進する。	
踏切道内の視覚障害者の誘導	◎ 踏切道内には、視覚障害者が車道や線路に誤って進入することを防ぐとともに踏切の外にいと誤認することを回避するため、視覚障害者誘導用ブロックとは違う表面に凹凸のついた誘導表示等を設けることが望ましい。整備にあたっては、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン（国土交通省）」を参照すること。	
誘導用ブロック	◎ 誘導性を確保するため、極力一つの経路（出入口が複数ある場合は、各出口からの一経路とする）とすることが望ましい。	

《輝度比》

舗装路面上における誘導用ブロックの視認性を表す指標として、輝度比を用いる。

それぞれの輝度を輝度計により測定し、以下の式によって算出する。

なお、輝度比 1.0 以下の場合は逆数で表す。

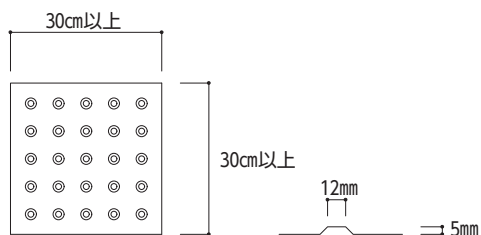
$$\text{輝度比} = \frac{\text{誘導用ブロックの輝度 (cd/m}^2\text{)}}{\text{歩道路面の輝度 (cd/m}^2\text{)}}$$

cd:カンデラ(光度)

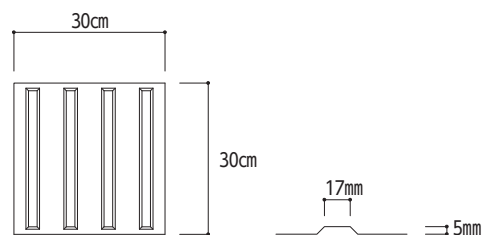
《 参 考 図 》

【図9.1】 種類（JIS T 9251による 資料編（各種規格等）資-112～115 参照）

■点状ブロック



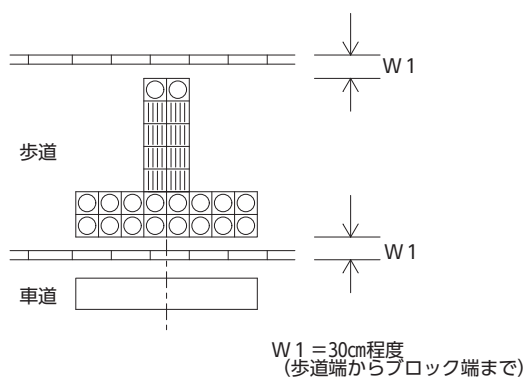
■線状ブロック



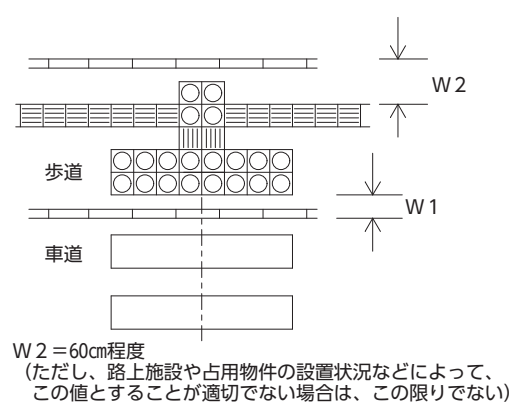
【図9.2】 設置例

横断歩道部の設置例

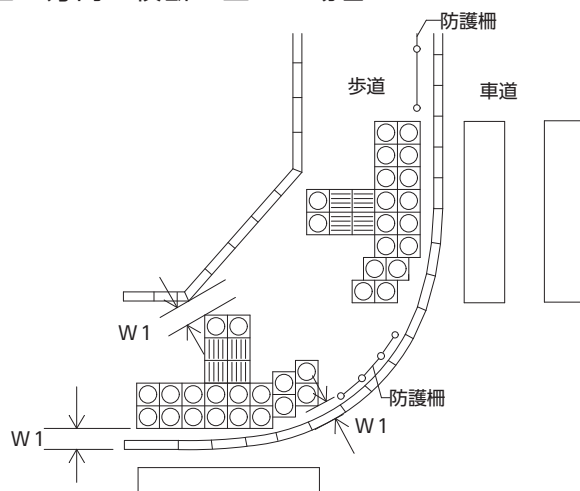
■連続的に案内していない場合



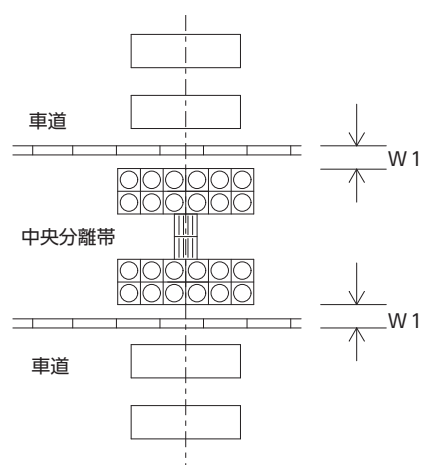
■連続的に直線方向を案内している場合



■2方向に横断が生じる場合

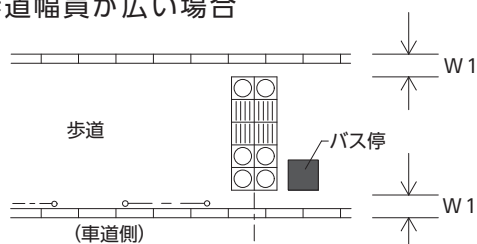


■中央分離帯（広い中央分離帯の場合）

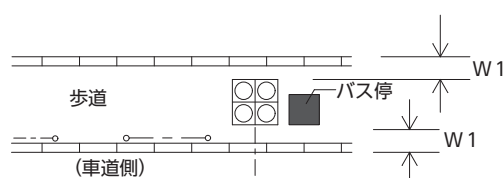


バス停留所部の設置例

■歩道幅員が広い場合



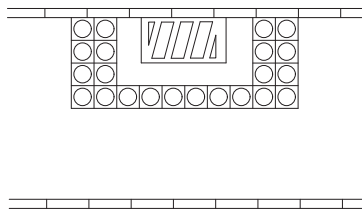
■歩道幅員が狭い場合



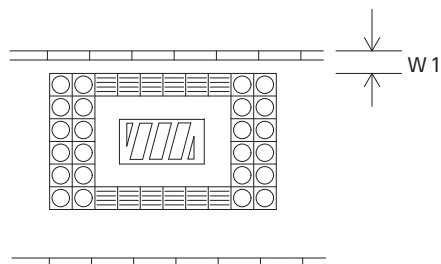
《 参 考 図 》

危険物回避の設置例

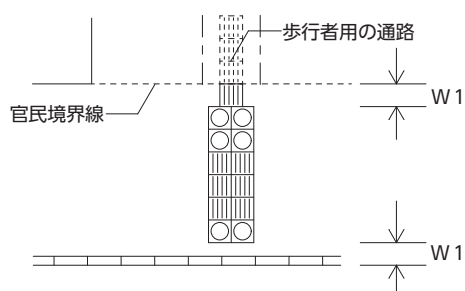
■障害物を囲んだ例



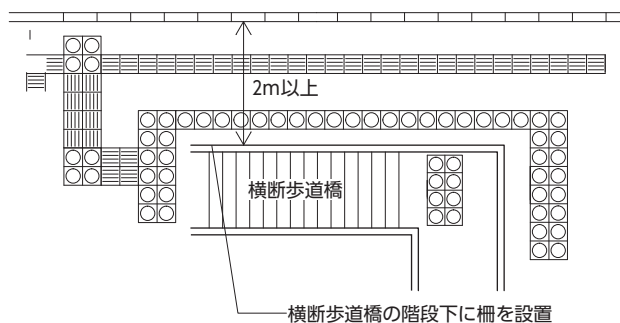
■歩行経路を案内した例



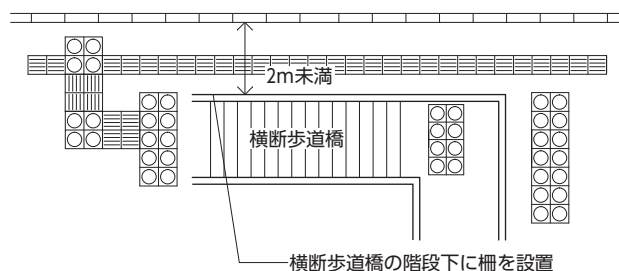
■施設等入口部設置例



■横断歩道橋階段回りの設置例 (有効幅員が2m以上)

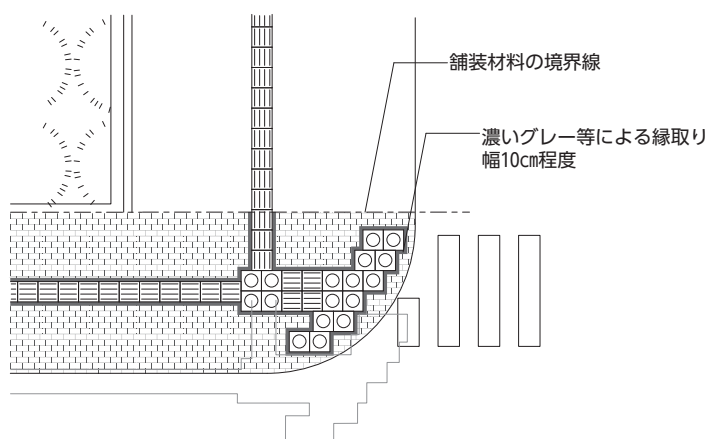


■横断歩道橋階段回りの設置例 (有効幅員が2m未満)



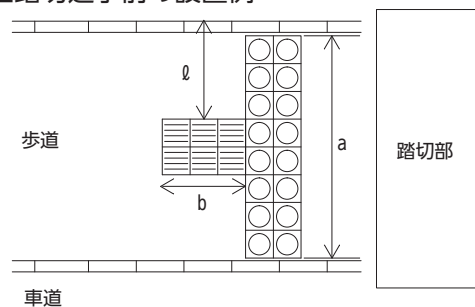
輝度比を確保するための設置例

■舗装の色が黄色に近く、 輝度比を確保できない場合の設置例



踏切道の設置例

■踏切道手前の設置例



ℓ：60cm程度

(ただし、路上施設や占用物件の設置状況などによって、この値とすることが適切でない場合は、この限りではない。)

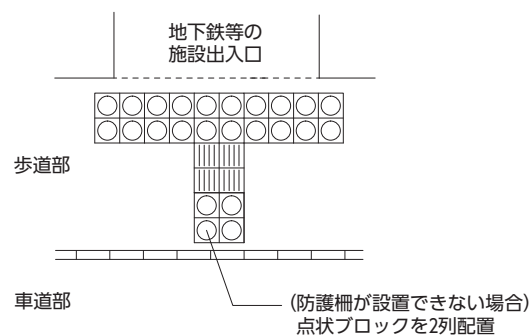
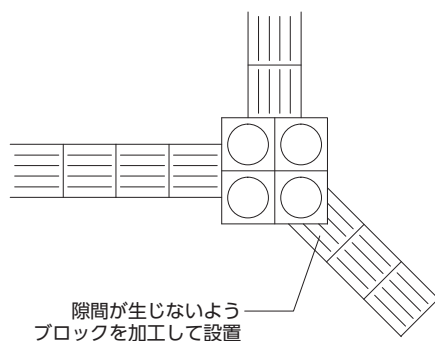
b：点状ブロックへ誘導するために必要な長さを設けるものとする

《 参 考 図 》

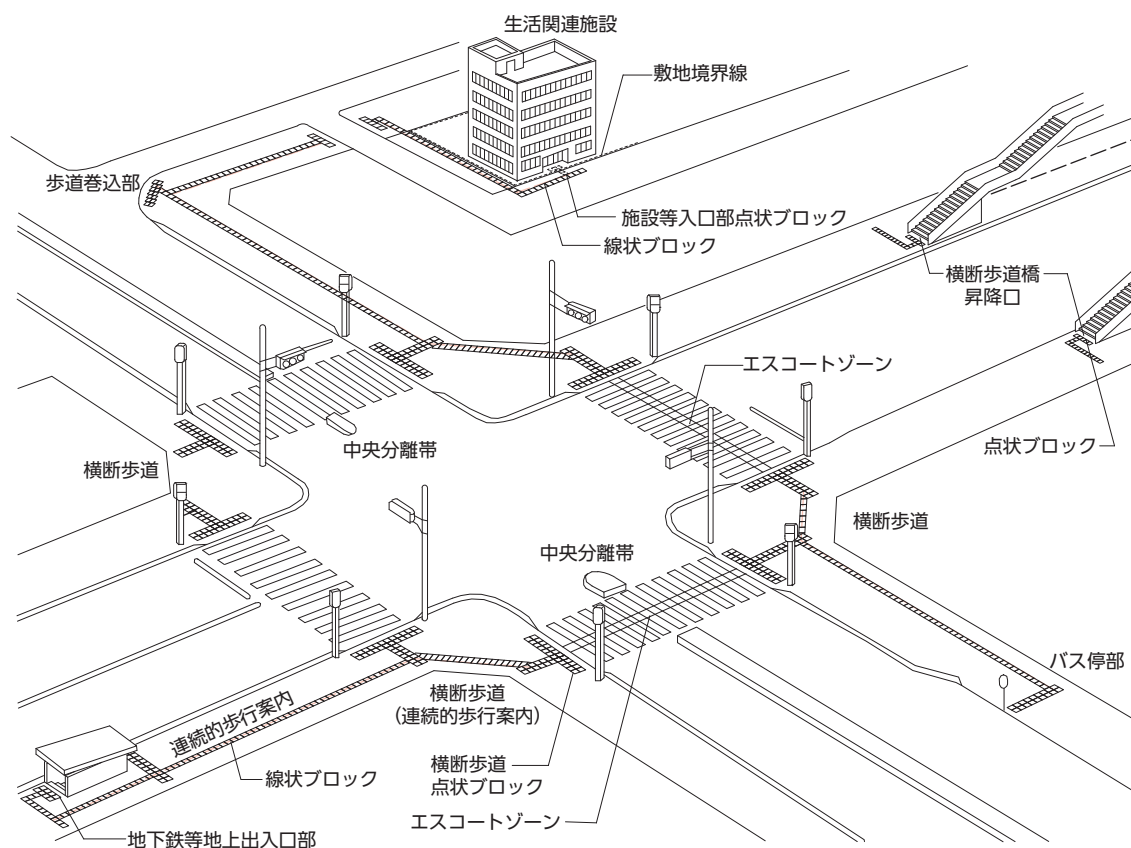
その他の設置例

■誘導用ブロックを斜めに接続する場合の設置例

■地下鉄等の施設の出入口等の設置例



【図9.3】面的に設置した例
(旅客施設及びバス停から生活関連施設までの連続的な設置例)



- ・線状ブロックは、主に誘導対象施設等の方向を案内
- ・点状ブロックは、屈折・屈曲分岐点、横断歩道等の主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内

⑩立体横断施設

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが自由に移動できる歩行空間を連続的に確保する。

■整備基準（規則で定めた基準）

立体横断施設は、高齢者、障害者等に対する安全性及び移動性に配慮した構造とすること。

■整備基準の解説

立体横断施設 整備に当たって の配慮事項	● 立体横断施設には、横断歩道橋、地下横断施設の他、ペDESTリアンデッキを含むものとする。 ● 立体横断施設の整備に当たっては、「立体横断施設技術基準・同解説（（公社）日本道路協会）」に基づき実施するものとするが、以下のことについては特に配慮すること。 ① 立体横断施設を利用する歩行者の安全を確保するとともに、高齢者、障害者等が利用しやすい構造とする。 ② 階段部の直前には、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。踊り場において、長さが2.5mを超える場合、又は折り返しの場合には、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。 ③ 階段部においては、滑り止めの色を踏面と対比させることなどにより、可能な限り段鼻を明確にする。 ④ 誘導用の手すりを連続して設ける。 ⑤ 手すりは原則として二段式を両面に設ける。 ⑥ 手すりの端部及び要所には、現在位置、施設案内等を点字表示する。 ⑦ 手すりの形状その他については、建築物編「②〇手すり」を準用する。 ⑧ 階段部その他の舗装については、滑りにくいものとする。	→【図 10.1】参照 →特に、階段を降りる者の安全に配慮する。 →【図 10.1】 【図 10.2】参照 →【図 10.2】参照 →【図 10.1】 【図 10.2】参照
-------------------------------------	--	---

■望ましい整備

昇降施設	◎ 移動等の円滑化が必要と認められる立体横断施設については、地域の実情に応じ、エレベーターの設置により改良に努める。ただし、高低差が小さいなど昇降機の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。 ◎ エレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、立体横断施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定める。 ◎ 設置後の維持・管理等について十分検討する。	→【図 10.1】 【写真 10.1】参照 →【図 10.4】参照
-------------	--	---

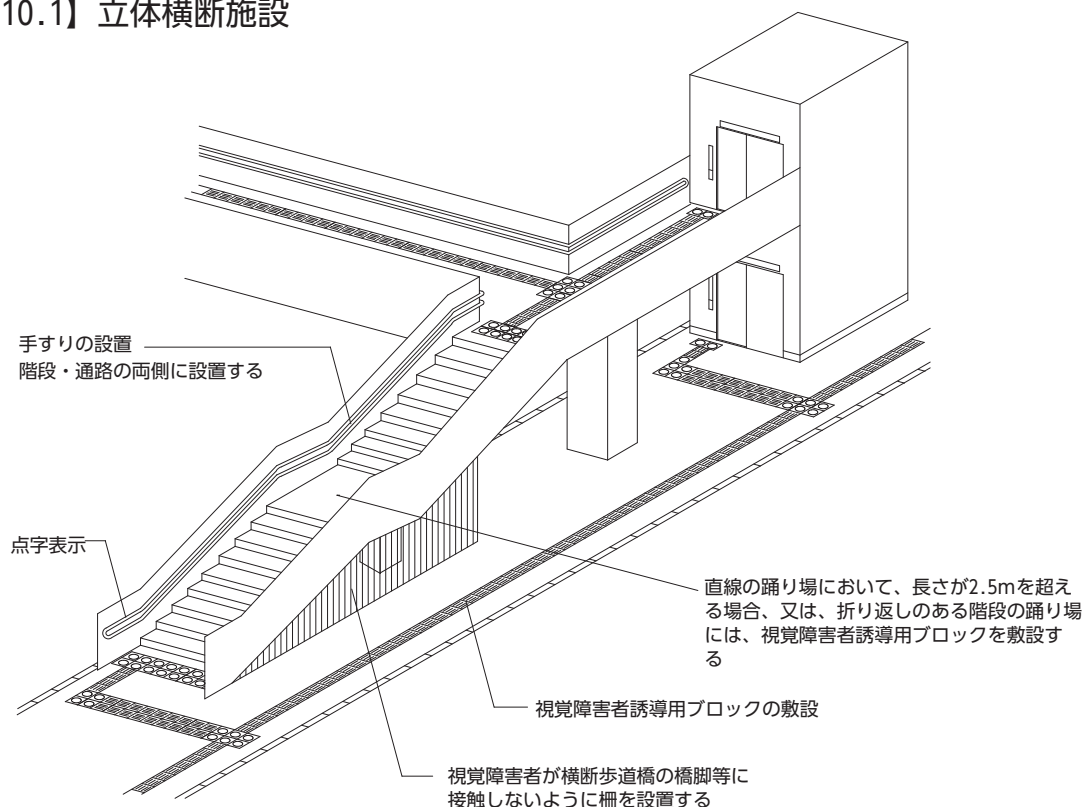
ペDESTリアンデッキ

駅前広場などに設置される歩行者のための高架の通路である。駅と商業施設を直結する場合や複数の建物を連続的につなぐ場合などに設けられる。

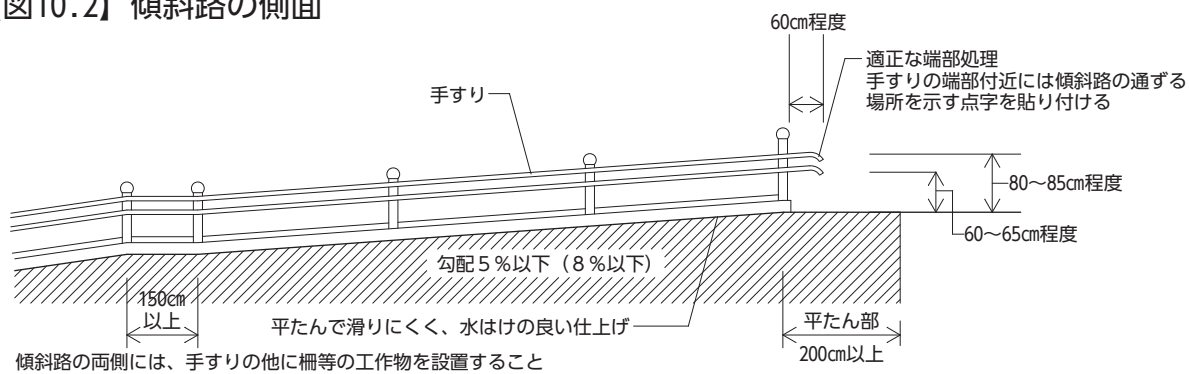
歩行者と自動車の動線を分離することにより、歩行者の安全と自動車交通の効率化を図るもので、歩車分離の方法のひとつである。

《 参 考 図 》

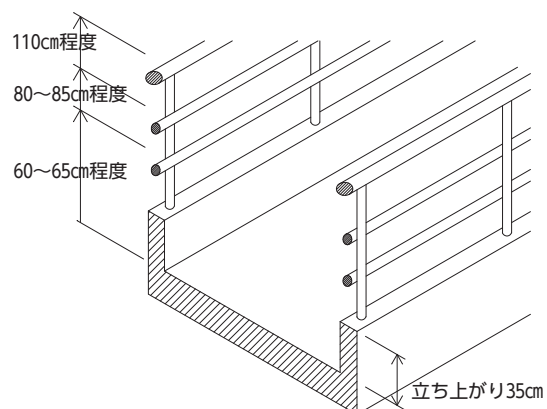
【図10.1】 立体横断施設



【図10.2】 傾斜路の側面



【図10.3】 手すりの断面図



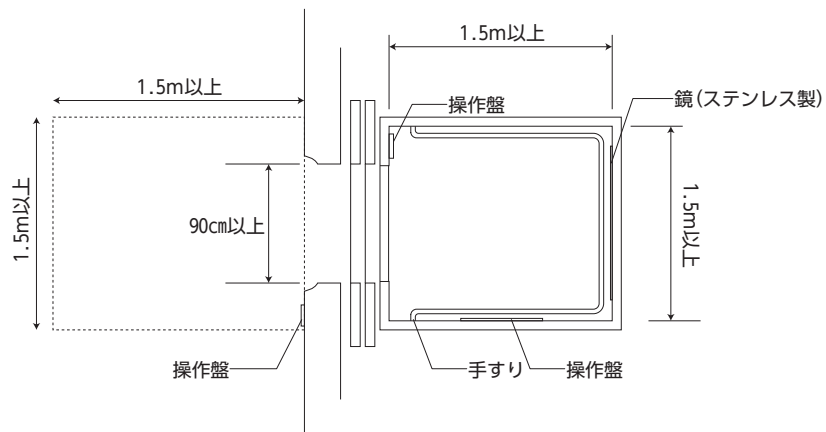
【写真10.1】 スロープの設置例



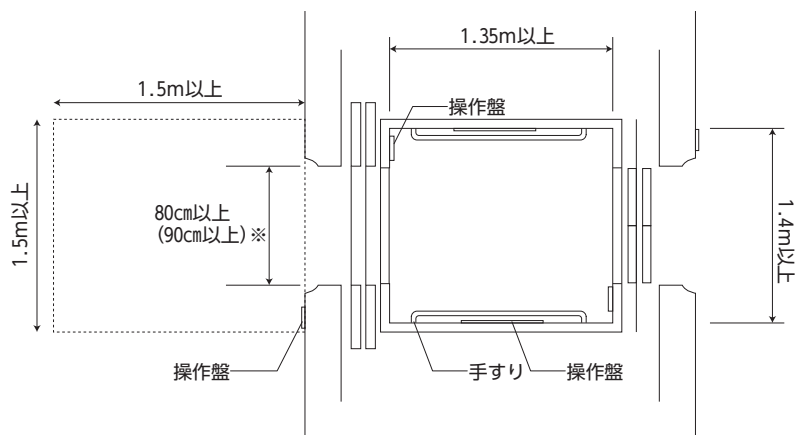
《 参 考 図 》

【図10.4】 エレベーターの籠及び出入口の寸法

■出入口が1の場合



■出入口が2の場合



※出入口が複数あるスルー型エレベーターであっても
車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅90cm以上とすることが望ましい

⑪ベンチ等

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが安全に通行できる空間を確保するとともに、休憩、交流等を支える場としての機能を高め、安全かつ快適で親しみやすい道路空間を創造する。

■整備基準（規則で定めた基準）

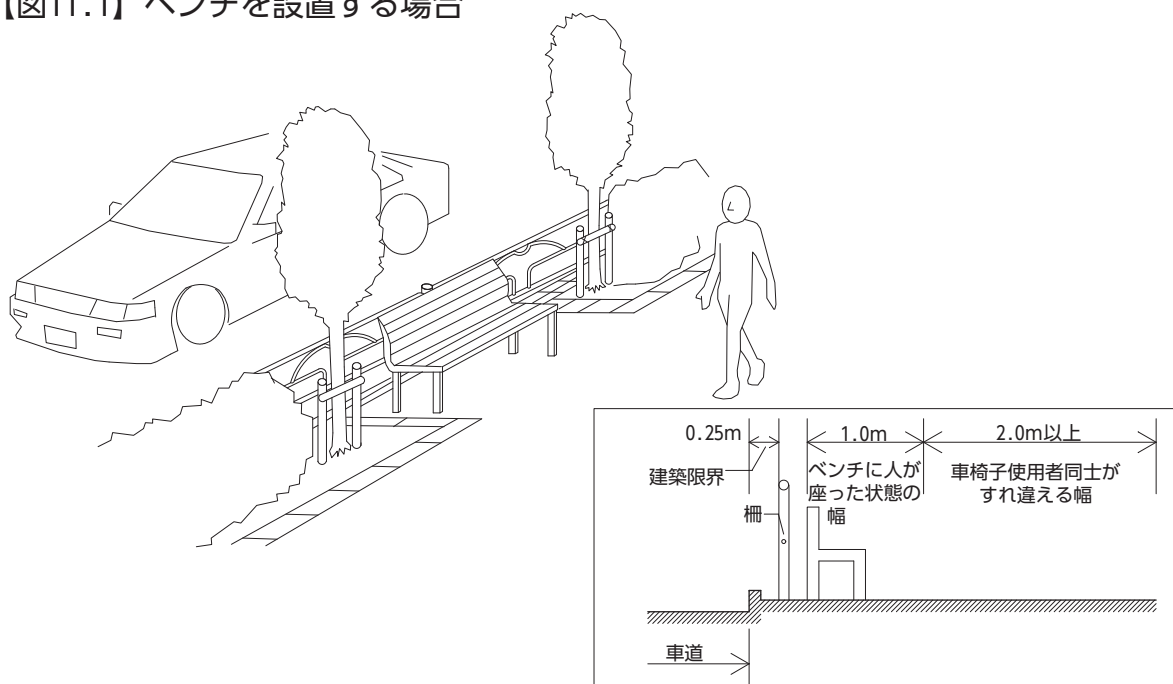
高齢者、障害者等が歩行中に休憩や交流をすることができるような施設として、必要に応じ、ベンチ等を設けること。

■整備基準の解説

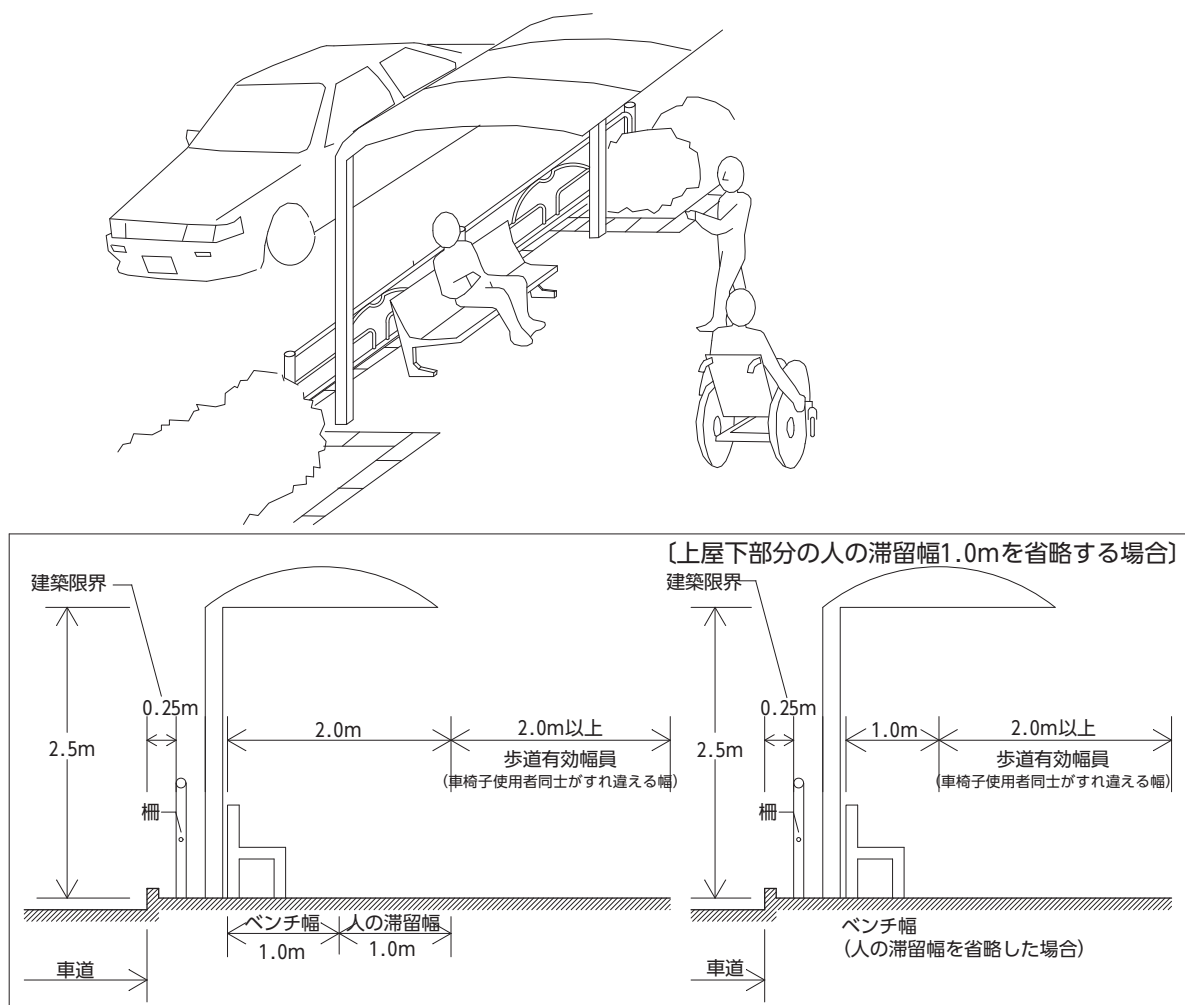
設置箇所	● ベンチ等を設置する箇所の要件は、以下のとおりとする。 ① 一般歩行者等の通行と一般交通に支障とならない箇所 ② 道路管理上必要と判断する箇所 道路管理上必要と判断する箇所とは、以下のいずれかに該当する箇所 (ア) 病院や福祉施設等の周辺において、特に高齢者、障害者等の休憩、又は溜まり機能を確保する必要がある箇所 (イ) 散歩等、単なる移動を目的としない歩行者等のために、休憩施設の設置を必要とする箇所 (ウ) 道路管理者が利便増進誘導区域に指定した箇所 ③ 地元等との合意形成を図ることができる箇所 ● 設置に当たっての歩道幅員の考え方は次のとおりとする。 ① ベンチを設置する場合は、原則として、ベンチに人が座った状態の幅 1.0m と、車椅子使用者同士がすれ違える幅 2.0m 以上を確保すること。 ② 上屋を併設する場合は、原則として、ベンチに人が座った状態の幅 1.0m と、人の滞留幅 1.0m 及び車椅子使用者同士がすれ違える幅 2.0m 以上を確保すること。なお、特例として、人の滞留幅を省略することが可能な場合には、必要幅を 1.0m まで縮小することができる。	→【図 11.1】参照 →【図 11.2】参照
------	--	---------------------------------------

《 参 考 図 》

【図11.1】ベンチを設置する場合



【図11.2】上屋を併設する場合



⑫案内・標示

【基本的考え方】

目的地まで安全で快適にたどりつくために必要な情報や、まちでの暮らしに役立つ情報などを、高齢者、障害者等歩行者のだれもが便利で安全に見ることができる案内及び標示を設ける。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 道路の要所には、必要に応じ、公共施設、病院等への案内標識を整備すること。
- (2) 標示は、大きめで分かりやすい文字、記号等により表記すること。

■整備基準の解説

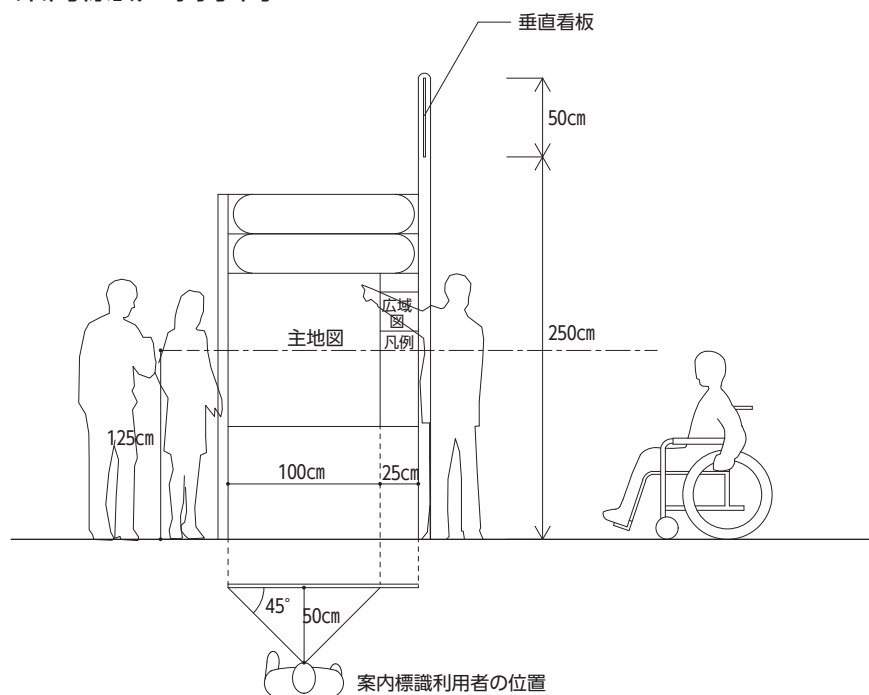
標示	● 案内標識の設置に当たっては、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（国土交通省）や高齢者や障害者、外国人旅行者等が安心してまち歩きを楽しめるよう、わかりやすい案内サインの普及を図るための「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針（東京都）」等に基づき実施する。 ● 標示方法については、以下の点を考慮する。 ① 大きめで分かりやすい文字や記号で表記する。 ② 文字については、平仮名や英語等を必要に応じ併記する。 ③ 記号による案内標識には、必要に応じて文字を併記する。	→【写真 12.1】 参照
位置	● 歩道上に設置する場合、標示板の高さは、車椅子使用者や小児等の見やすさに配慮し、125cm を標準とする。 ● 案内標識の設置位置は、歩行者の通行を妨げることがないような位置（通行動線を外した位置）、かつ自動車運転者等から交差点付近に滞留する歩行者等の視認を妨げない位置とする。	→【図 12.1】 参照 →【図 12.2】参照 歩道の車道側で通行の妨げにならない位置

■望ましい整備

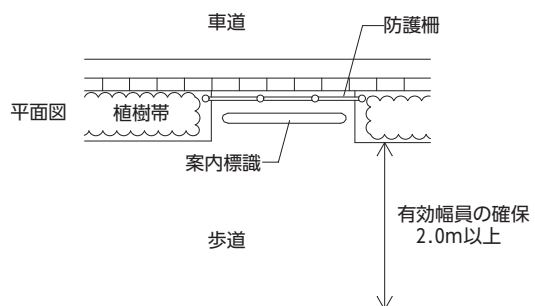
視覚障害者への対応	◎ 視覚障害者の利用が多く、音声による案内が可能な箇所には、音声案内を設置する。 ◎ 必要に応じ、点字による標示や手すりによる案内も検討する。	→沿道状況に十分配慮する。
-----------	--	---------------

《 参 考 図 》

【図12.1】案内標識の掲示高さ



【図12.2】案内標識の設置位置



【写真12.1】案内標識の設置例



⑬駐車場（道路附属物としての駐車場）

【基本的考え方】

長距離ドライブが増え、女性や高齢者等の自動車運転者が増加する中で、道路交通の円滑な流れを支えるため、安心して自由に立ち寄り利用できる休憩施設を整備する場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる自動車駐車場を設置する。

■整備基準（規則で定めた基準）

駐車場の整備に当たっては、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう十分な配慮をするとともに、障害者のための駐車スペースを1以上設けること。

■整備基準の解説

自動車駐車場の整備	● 自動車駐車場の整備に当たっては、駐車場関係法令に基づき整備する。 ● 障害者が専用又は優先的に利用できる駐車スペースの位置については、利用施設（便所、休憩施設）の出入口に近い場所とし、施設までの通路は、段差の解消、すりつけ勾配の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、障害者が利用しやすい構造とする。 ● 駐車スペース、通路、床面仕上げ、誘導等については、建築物編「⑫敷地内の通路」「⑬駐車場」を準用する。 ● 便所及び休憩施設等の整備に当たっては、建築物編「⑧便所」「⑨洗面所」を準用する。	
-----------	--	--

■望ましい整備

自動車駐車場の整備	◎ 車椅子利用者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合は、当該駐車台数に1/50を乗じて得た数以上とする。自動車駐車場の全駐車台数が200を超える場合は、当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上とする。	
-----------	---	--